

問Ⅵ - 1 - ②（公益目的事業財産）

法人の管理費の財源はどこに求めたらよいのでしょうか。またその経理方法はどうすればよいのでしょうか。

答

- 1 管理費については、法人の事業を管理するために、毎年度経常的に要する費用であり、ガイドラインに従い、適切に配賦等を行うこととなります（問Ⅴ - 3 - ②参照）。
- 2 事業費に配賦してもなお残る管理費（一般管理費）については、財源となりうる収入源としては、寄附金、補助金、収益事業等からの利益、会費収入、管理費に充てるものとして合理的な範囲で保有し特定資産に計上する金融資産からの運用益が考えられます。ただし、寄附金については管理費に充てる割合を明らかにして募集するか、寄附者から同様の指定を受けておく必要があります。補助金については、交付者による用途の指定が必要です。収益事業等からの利益は、50%は公益目的事業財産に組み入れる必要がありますが、組み入れた後、残余の使い道は法人の任意です。社団法人の社員から徴収する会費収入は、徴収にあたり用途を定めなければ50%を公益目的事業財産に組み入れる必要がありますが、残余の使い道は法人の任意となりますし、管理費に充てる割合を定めて徴収すれば、その割合に従って管理費に充てることができます。また、公益目的事業しか行わない法人については、用途の定めがなく受け入れた寄附金や公益目的事業に係る対価収入から、適正な範囲で管理費に割り振ることが可能です（問Ⅵ - 1 - ③参照）。
- 3 公益法人は事業ごとの区分経理の方法として、原則として、公益目的事業に関する会計（公益目的事業会計）、収益事業等に関する会計（収益事業等会計）、管理業務に関する会計（法人会計）の3つに会計を区分したものを損益計算書の内訳表で表示していただくことにしていますが（公益法人会計基準の運用指針13 様式2-3）、寄附金、会費収入、財産運用益等を管理費に充当する場合には、管理業務に係る会計（法人会計）の経常収益に直接計上するようにして下さい。収益事業等からの利益を管理費に充てる場合には、収益事業等会計から法人会計への他会計振替として経理するようにして下さい（公益法人会計基準の運用指針13 様式2-3参照）。（公益目的事業しか行わない法人における会計区分の特例については、問Ⅵ - 1 - ③、Ⅵ - 2 - ⑦参照）